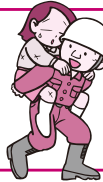
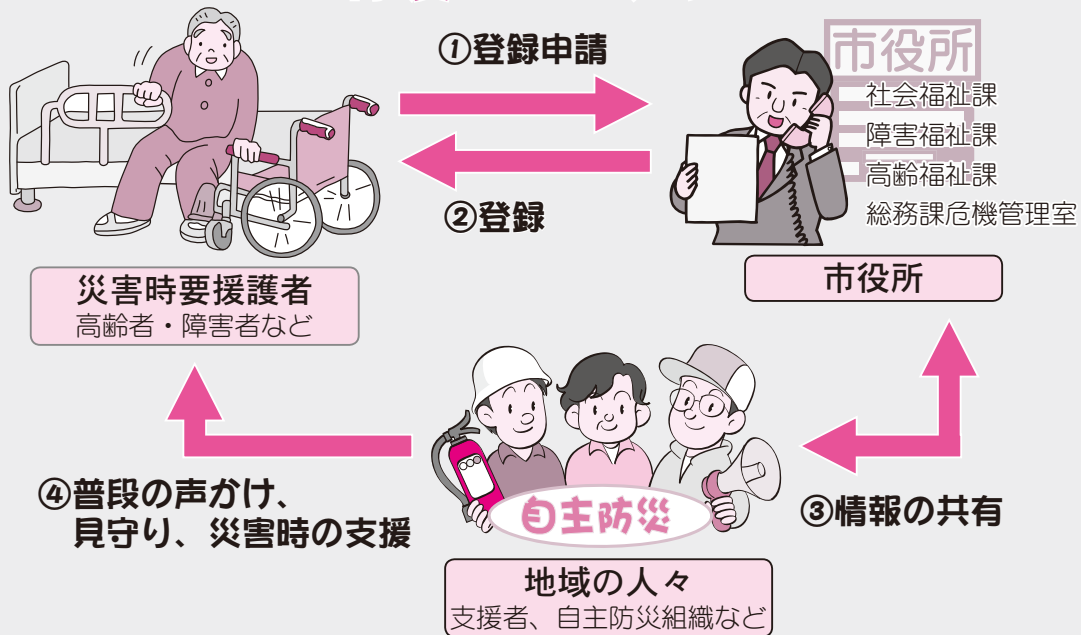


高齢者・障害者などを災害から守る 災害時要援護者 支援制度を始めました



この制度は、災害が起きたときに手助け(支援)が必要となる方の氏名、住所などの個人情報を市に登録し、登録した個人情報を地域の地区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の役員、町内会または自治会の役員など(地域支援者)に提供することにより、地域の中で支援をしていく制度です。

制度のしくみ



災害時要援護者とは

災害が起きたときに、自分で適切な行動をすることが困難であり、何らかの手助け(支援)が必要な、次のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 65歳以上でひとり暮らしの方
- ② 65歳以上で寝たきりの方
- ③ 65歳以上で認知症の症状がある方
- ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ⑤ 療育手帳の交付を受けている方
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ⑦ ①～⑥以外で支援を必要とする方

制度を利用するには

●災害時に支援を受けるには、事前に「災害時要援護者登録台帳」へ登録申請してください。

●登録申請書には、支援をいただこう方(支援者2人。あらかじめ同意が必要)の氏名・住所・電話番号を記載し

ます。

ただし、支援者を記載できない場合でも、申請は可能です。

●登録するときには、支援のために必要な個人情報を地域の地区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の役員、町内会または自治会の役員などへ提供することに同意が必要となります。

登録申請の方法

市役所本庁舎、各支所・出張所、各地区公民館にある所定の登録申請書に必要事項を記入のうえ、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、総務課危機管理室、各支所・出張所、各地区公民館へ直接(社会福祉課へは郵送可)。

※既に登録申請書を提出されている方は、必要はありません。

申問 社会福祉課(☎826・1111 内線2430)、
障害福祉課(☎内線2339)、
高齢福祉課(☎内線2476)、
総務課危機管理室(☎内線2292)